

事務連絡
令和2年11月2日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 企画専門官

都市公園における安全確保について

令和2年9月12日（土）午後4時頃、街区公園内において、4歳男児が遊具より頭から転落し、露出している設置面のコンクリート部分で頭を強打し負傷する事故が発生したので、別添のとおりお知らせします。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の「4-1（3）遊具の配置及び設置面への配慮」（P24）において、「遊具は、硬い設置面には配置せず、必要に応じて設置面への落下に対する緩和措置についても検討する。」としています。

また、「4-3（2）発見された物的ハザードの適切な処理」（P56）において、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」としています。

上記を踏まえ、貴職におかれましては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の内容を踏まえ、事故につながる危険性を予見し、安全対策に万全を期し、類似事故の防止に努めていただくようお願いいたします。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されますようお願いいたします。

【事故の概要】

- 発生日 令和2年9月12日（土）
- 発生場所 人口約10万人未満の都市
- 発生公園 街区公園
- 状況
 - ・本事故は、4歳男児が保護者と鬼ごっこ中に、遊具の登り口から誤って頭から転落し、設置面のコンクリート部分で強打し負傷したもの。
(頭蓋骨骨折、右前腕・鎖骨骨折、全治不明)
 - ・点検業者の点検では、コンクリートの露出が報告されていたが、公園管理者は物的ハザードと認識せず、対応を行っていなかった。
 - ・事故発生後、当該遊具は使用禁止とした。

■事故関連写真



事故現場全景



コンクリートの露出状況

写真No.	規準一般規定 ①基礎の設計 基礎の露出がないこと	判定
16		否 2



点検状況